

平成 30 年 4 月 11 日

平成 30 年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業
中東投資促進事業／調査・情報収集／投資促進等調査
UAE における投資環境及び投資促進対策等の調査
業務委託先選定 公募要領

1. 事業の目的

我が国は、中東に原油輸入の 9 割を依存し、特にアラブ首長国連邦（以下、UAE）からの原油輸入量は、2017 年で総輸入量の約 24%を占めている（1985 年から 2000 年までは UAE が我が国への原油輸出国として第 1 位、2001 年以降はサウジアラビアが第 1 位）。また、我が国の自主開発原油についても、UAE が約 4 割を占めており、我が国にとって UAE は、石油の安定的供給源として最重要国に位置付けられる。

UAE との多面的な産業協力を通じての重層的かつ戦略的な関係強化は、我が国のエネルギーの安定的かつ持続的確保の観点から非常に重要であることから、中東協力センターは事業実施対象の重点国の一つとして位置付けている。

本調査事業は、石油依存から脱却すべく、産業多角化への転換を希求し、特徴のある経済開発及び産業人材開発計画・プログラムを推進している UAE のニーズを的確に把握し、同国への投資促進を図るために、当地環境及び投資促進対策等の調査を、日本及び UAE で開催される日本アブダビ経済協議会及び傘下の WG、投資セミナー・フォーラムならびに政府投資機関が主催するイベントと連携し、実施することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) UAEの民間・国営企業及び関連政府機関へのヒアリングを通じ、取得した事業ニーズ調査及び結果分析
- (2) UAE に進出している日系企業へのヒアリングを通じて得る事業実施にあたっての課題、及び投資環境改善等の要望の取りまとめ、並びに対応策の検討
- (3) UAE 進出に関心を示している企業への情報提供及び同国進出の意思決定支援作業を通じて得る課題、障害等の取りまとめ並びに対応策の検討
- (4) UAEの経済動向、及び他国企業の両国への進出状況に関する情報収集ならびに情報分析
- (5) 「日本・アブダビ経済協議会」および傘下の各WG、UAE への投資セミナー・フォーラム並びに政府投資機関が主催するイベントへの協力を通じての、有望事業分野、有望事業の明確化、並びに事業実施に際しての課題・障害等の把握並びに対応策の検討・対応策等のとりまとめ
- (6) その他、上記に付随する作業

3. 業務実施期間

契約開始日から平成 31 年 3 月 31 日

4. 応募要件

(1) 基本要件

以下のいずれの要件にも該当していること。

- 当センターと直接契約（委託契約）が可能な日本法人であること。
- 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出して頂きます。

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

(2) 本調査業務のための個別要件

以下のいずれの要件にも該当していること。

- UAE 駐在経験を有し、「日本・アラブ経済協議会」を共催するアラブ経済開発庁等アラブの公的機関、大手企業等に豊富なネットワークを有する 1 名の半常駐者を最低週 3 日程度、配属することが可能であること
- 過去 5 年以内に、UAE を含む中東湾岸諸国への日本企業の投資支援に関する実績があること
- 過去 5 年以内に UAE を含む中東湾岸諸国の産業育成に関する実績があること
- 常駐者ないし半常駐者が
 - 契約期間中当センターが指示する任意の時期に海外出張が可能であること
 - 英語での業務遂行が可能であること

5. 委託業務費について

30,000 千円（消費税を含む）を上限として、当センターが業務委託先に支払います。

6. 業務関連経費について

国内外出張に関連して発生する経費（旅費・現地交通費・会議費など）については、当センター

が負担します。(経費の詳細については、当センター規定により取り決めます。)

7. 成果物

業務報告書作成に必要な原稿の電子データを含む CD または DVD。
製本化作業は当センターにて行います。

8. 応募方法

(1) 提出書類

下記につきファイルに綴じ、正副各 1 部を提出してください。

提案書表紙	別添フォーム①
業務実施提案書	形式自由。
委託費用積算明細	形式自由。
本事業に類する業務実績一覧	形式自由。(過去 3 年分)
応募企業概要	会社概要書または会社案内
暴力団排除に関する誓約書	別添フォーム②

(2) 提出期限・提出方法

平成 30 年 4 月 24 日 (火) 15:00 までに直接または郵送で提出してください。
なお、ファックスや電子メール等での提出は受け付けません。

(3) 提出先

以下の宛先に郵送にてお送りください。

一般財団法人 中東協力センター 「平成 30 年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業 UAE
における投資環境及び投資促進対策等の調査」公募担当 (小林)
〒102-0075
東京都千代田区三番町 6-26 住友不動産三番町ビル 3 階
電話 03-3222-5022

9. 選定方法

下記を総合的に評価し、必要に応じヒアリングを実施したうえで 1 社を選定します。
ヒアリングを実施する場合は、4 月 25 日 (水) から 26 日 (木) を予定しておりますので、ご了承下さい。

- (1) 応募要件
- (2) 提案書内容
- (3) 弊センター駐在者の経歴、既存ネットワーク構築先
- (4) 業務の対費用効果
- (5) 業務実績

10. 選定結果の通知・公表など

選定結果は選定作業終了次第メール等にてご連絡致します。審査経過及び選定結果に対する個別の問い合わせには応じかねます。

選定結果は、当センターのホームページ <http://www.jccme.or.jp/> で公表されます。

提出頂いた提案書類等関係書類は返却致しません。

11. 問い合わせ

本件に関する問い合わせは、下記まで E-mail にてお願い致します。

一般財団法人中東協力センター

「平成30年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業 UAEにおける投資環境及び投資促進対策等の調査」

公募担当

小林 kkobayashi@jccme.or.jp

杉浦 sugiura@jccme.or.jp

以上

平成 30 年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業
中東投資促進事業／調査・情報収集／投資促進等調査
UAE における投資環境及び投資促進対策等の調査

業務委託先の公募に係る提案書

法人名称： 印

代表者名： 印

所在地：

担当者連絡先

役職名

氏名

電話

FAX

E-Mail

所在地 (連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先住所を記載)

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印